

入札説明書

公立大学法人 福島県立医科大学

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第4条及び第5条に基づき、公立大学法人福島県立医科大学が発注する物品調達契約に関し、入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

記

1 入札に付する事項

(1) 物品等の名称及び予定数量

ア 名称 精米 平成29年産一等米の福島県会津産コシヒカリ 100%

イ 予定数量 13, 200kg

(2) 納入期間 平成29年11月1日から平成30年3月31日まで

(3) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学（福島県福島市光が丘1番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第2条の規定により競争に参加することができない者でないこと。

(2) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第3条第1項の規定により、この広告の日から入札の日までに競争への参加について制限を受けていない者であること。

(3) この公告に示した精米を公立大学法人福島県立医科大学理事長が指定する日時及び場所に納入できること。

(4) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第4条の規定により準用する福島県の規定に定める競争入札に参加する者に必要な資格を満たしている者であること。

(5) この公告の日から過去3年以内において、病院・特別養護老人ホーム等（病院給食等委託業者を含む）に継続的に精米を納品していること。

(6) 過去3年以内に公立大学法人福島県立医科大学に精米を納品する契約を締結したことがある者については、当該契約に基づき誠実に債務を履行していること。

(7) その他

ア 納品者が自ら所有する精米施設（1時間に最大3トン以上精米可能であるもの）で精米したもの（自ら所有する金属検出機、石抜き機、色彩選別機等を使用し、小石、草、糠玉、規格外米等の異物を除去された状態の精米）を納品できる業者であること。

イ 年間の米穀取扱数量が4,000トン以上（概ね玄米2,000トン以上、精米2,000トン以上、合計4,000トン以上）の業者であること。

なお、取扱数量については、別紙様式8を記入したもの及び前年度の決算書の写しを提出すること。

ウ 精米管理部門、精米部門、米穀備蓄倉庫がほぼ同一敷地内に併設されており、一体的に管理できること。

なお、精米管理部門、精米部門、米穀備蓄倉庫の配置状況が分かるように、それらの住所が記入された平面図を提出すること（任意様式で可）。

エ 玄米を受け入れてから出荷に至るまでの玄米の保存場所等について、定期的に防鼠・害虫駆除業者に鼠や害虫のモニタリング及び駆除等を依頼し、実施していること。また、その委託契約書の写しを提出すること。

3 入札書受領期限・場所・添付書類等

(1) 契約条項を示す期間及び場所

ア 期間 平成29年9月15日（金）から10月16日（月）午後4時まで（土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後4時までに限る。）。

イ 場所 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

福島県立医科大学附属病院医事課栄養指導係

TEL 024-547-1076

FAX 024-547-1077

(2) 入札説明書の交付に関する事項

交付を希望する者は、本件入札公示の日より下記ファイルをダウンロードすることにより、交付手続きに代える。

ア 入札説明書添付申請等様式（提出用書類）

イ 入札説明書添付様式「契約書」（参考書類）

(3) 入札参加資格確認のために提出しなければならない書類、受領期限及び提出場所

ア 提出書類

(ア) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 入札保証金納付免除申請書（様式4）

(ウ) 納入実績（様式5）

(エ) 福島県物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿登録通知書の写し

(オ) 品質保証書（様式6）

(カ) 年間米穀販売数量確認書（様式8）

(キ) 精米管理部門、精米部門、米穀備蓄倉庫の配置状況が分かる平面図（任意様式）

(ク) 防鼠防虫の業務委託契約書の写し

(ケ) 精米施設自社所有証明書（任意様式）

イ 受領期間 平成29年9月15日（金）から平成29年10月16日（月）午後4時まで（土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後4時までに限る。）。

（受領期限までに、書類の提出を行わなかったときは、入札参加資格が与えられない場合があるので注意すること。）

ウ 提出場所 (1) のイに同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年10月27日（金） 10時30分

イ 場所 公立大学法人福島県立医科大学 1号館（管理棟）1階
第1カンファランス室

ウ その他 「入札書」（様式3）は持参とする。

なお、提出の際は封書とし、厳封のうえ封皮に商号及び氏名を記入し、「平成29年度下

期精米入札書在中」と朱書きすること。

(5) その他

ア 入札保証金を納入するものは、開札当日に納入すること。

イ 再入札に立ち会うことのできない場合は、再入札を辞退したとみなす。

4 入札保証金

(1) 入札保証金は、入札参加者の入札金額（単価）に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に上記1(1)に示した購入予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人福島県立医科大学契約細則第8条第3項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第9条に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

なお、入札保証金の減免に係る規定は別記1のとおりである。

5 入札参加者に要求される事項

入札参加者は開札日の前日までにおいて、発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。

(2) 開札場所には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(3) 開札開始時刻後においては、入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(4) 入札参加者又はその代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(5) 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために
連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり
代理人、

支配人その他の使用人として使用した者

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

7 入札の方法等

(1) 入札金額は1キログラム当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 開札の結果、予定価格に達しない場合は、直ちにその場所において再度入札に付することが出来るものとする。

8 入札の取り止め等

入札参加者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (5) 記名、押印を欠く入札書
- (6) 金額を訂正した入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書
又は後発の入札書
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札書
- (10) そのた、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札書

10 落札者の決定

- (1) 規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札参加者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合は、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第31条第6項の規定により直ちに随意契約に移行する。

11 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知するので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約単価に購入予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額とする。
- (2) 契約保証金は、契約の締結と同時又は直前までに納めるものとする。
- (3) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(4) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書きに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

1.3 契約書の作成

(1) 契約書は、単価購入契約書（別紙1。以下「契約書」という。）とし、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地である等特別な事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書を提出すること。

(2) 契約書の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が上記に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1.5 契約条項

契約書及び公立大学法人福島県立医科大学契約細則による。

1.6 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格業者は、本契約に係る入札等について違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者へ協議又は苦情を申し出ることができる。

1.7 当該調達契約に関する事務を担当する窓口

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学附属病院事務局医事課栄養指導係

TEL 024-547-1076

Fax 024-547-1077

1.8 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について平成29年10月16日（月）午後4時までに、様式9により説明を求めることができる。

別記 1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）（抄）

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加者の資格）

第4条 競争入札に参加する者に必要な資格は、福島県の規定を準用する。

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあつては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 福島県債証券 額面全額
- (2) 国債証券 額面全額の10分の8
- (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の10分の8
- (4) 理事長が確実であると認める社債権 時価の10分の8

仕 様 書

1 品目及び規格

- (1) 品 名 福島県会津産コシヒカリ 100%
- (2) 生産年 平成29年産
- (3) 等 級 農産物検査法に基づく検査を受検し、その結果100%福島県会津産の平成29年産（平成28年産以前の古米は不可）一等米と判定されたものであること。
- (4) 契約期間 平成29年11月1日から平成30年3月31日
- (5) 購入予定数量 13, 200kg
- (6) その他

ア 納品する全ての精米について、福島県の実施する全量全袋検査を受検し、測定下限値未満と判定されていること。また、納品時には、「ふくしまの恵み安全対策協議会」のホームページ (<https://fukumegu.org/ok/kome/>) にてその結果を当方で確認できるよう、「識別番号」を記載した一覧を添付すること。なお、測定結果が測定下限値未満の物でない場合は、契約書第10条第1項の規定により契約を解除する。

イ 落札後は、入札前に提出したサンプルと同等以上の精米を提供すること。なお、契約に基づき納品した精米について、医事課給食管理係の検食の結果、味、香り、炊き上がり等に異常があった場合は、契約書第6条の規定に基づき、医事課給食管理係の指定する期日までに代替りの良質な米（入札前に提出したサンプルと同等以上の精米）を納入すること。

また、その異常が著しい場合は、食味調査機関による調査を行い、納品物として仕様にそぐわないと判断された場合は、契約書第10条第1項の規定により契約を解除する。

ウ 期日までに医事課給食管理係の実施する指定検査に合格する精米が納入できない場合には、契約書第10条第1項の規定により契約を解除する場合があること。

エ 持参した精米が当方の指定した仕様と著しく異なることが判明した場合は、即時に契約書第10条第1項の規定により契約を解除する。

オ イ又はエの事実があった場合、必要に応じ関係監督庁に通報する場合がある（食品の不当表示に該当する事実が確認されるなどの場合）。

2 納入方法

- (1) 納品時に様式7に必要事項を記入し、提出すること。
- (2) 医事課給食管理係からの発注後に精米を行い、1袋あたり30kg入りとすること。
- (3) 医事課給食管理係から指定された日に、4トン以下の搬入車を使用して納品することとし、銘柄、生産年、産地、等級を記載した納品書を提出することで検査を受けるものとする。
- (4) 精米は、袋から米サイロに入れ替えるが、米サイロに入らないものは、持参したパレットを米庫内に敷き、その上に袋のまま積み上げること。その際、前回納入分の精米の在庫残がある場合は、医事課給食管理係の職員の指示するとおりに積み替えを行

ったうえで納入すること。

(5) 空き袋は持ち帰ること。

(6) 天災地変等が発生した場合は、医事課給食管理係の職員の指示に従い、必要最低限の数量の精米を納入すること。